

令和8年度社協助成金の概要 ※詳しくは各助成金の要綱や実施要領をご覧ください。

地域福祉活動助成金

運営費

事業費

開設費

<対象期間>
R8.4/1~R9.3/31

<申請期間>
R8.4/20~7/31

<申請期間>
R8.4/20~
12/28

<申請期間>
R8.4/20~12/28

<対象団体>

- 以下の全てを満たす団体
- 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っている。
 - 朝霞市内に拠点を置いて活動している。
 - 構成員が5人以上で、その過半数以上が朝霞市民。
 - 規約又は会則を有している。
 - 毎年、収支予算書及び収支決算書を作成している。
 - 営利、政治、宗教等の活動が目的でない。
 - 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めている。(事業費助成金を除く)

歳末援護金【予定】

→7月頃に、本会ホームページに情報を掲載します

<対象期間>
R8.10/1~R9.2/28

<申請期間>
R8.8/1~10/31

<対象団体>

- 地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している
- 主な構成員が朝霞市民
- 主に朝霞市内で活動している
- 活動実績1年以上(原則)

<対象事業>

住民が主体となって行う地域福祉推進のための事業

- <対象・例>
- ・地域から孤立をなくすための活動・・・サロンの年末年始行事
 - ・地域住民が参加できる活動・・・高齢者会食会でおせち料理
 - ・地域住民の福祉活動への参加促進・・・講演会や交流事業
 - ・防災に関連する事業・・・自治会・町内会が行う防災訓練
 - ・児童の健全な育成を目的とする事業・・・乳幼児をもつ親を対象とした交流会
 - ・地域福祉推進のための事業・・・AED操作講習会
- <対象外・例>
- ×ボランティア懇談会の経費
 - ×領収書で確認できない経費
 - ×人件費などの経常経費
 - ×助成対象の事業に直接関係ない経費

<助成基準額>
10,000円(予定)

※財源である地域歳末たすけあい募金が減少傾向にあるため、予定金額よりも低くなる可能性があります。ご理解、ご協力の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<お問い合わせ先>

朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係
TEL:048-486-2485
FAX:048-486-2418
メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



▲ホームページ ▲メール
「補助金・助成金」

助成金の種類と区分	運営費			事業費	開設費		
	地域福祉活動団体	ふれあい・いきいきサロン	地域会食会		地域福祉活動団体	ふれあい・いきいきサロン	地域会食会
対象	以下の条件が必須事項になります						
	・活動実績1年以上 ・ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人等に該当する。	・活動実績半年以上かつ5回以上 ・高齢者、障害者、子育て中の親子等を対象に、居場所づくりの活動をしている。(子育てサロンは世代間交流を伴う活動) ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・毎月、開催している。	・活動実績半年以上かつ5回以上。 ・高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしている。 ・対象者であれば誰もが参加できる。	・広く一般に参加を呼びかける。 ・この助成金の交付額以上の事業費で実施される。	・開設後、1年未満 ・ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人等に該当する。	・開設後、半年未満 ・高齢者、障害者、子育て中の親子等を対象に、居場所づくりの活動をしている。(子育てサロンは世代間交流を伴う活動) ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・毎月開催、または開催予定	・開設後、半年未満 ・高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしている。 ・対象者であれば誰もが参加できる。
助成基準額	24,000円	2,000円×開催回数(上限80,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	4,500円×開催回数(上限108,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	30,000円	5,000円 ※助成基準額の範囲内であれば、複数回申請可能。		
対象経費例	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費			会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費		